

2020年5月 25日

京都地方裁判所所長殿
京都地方裁判所刑事部部長殿
京都地方裁判所刑事部総務勾留係殿

関西生コン労組への弾圧を許さない東海の会【共同代表】

石田 好江（愛知淑徳大学名誉教授）
大脇 雅子（弁護士）
柿山 朗（元全日本海員組合全国委員）
熊沢 誠（甲南大学名誉教授）
中谷 雄二（弁護士）

申入書

<趣旨>

私たちの組織は、2019年6月29日、全日建連帯関西生コン支部にかけられた刑事弾圧に反対し、弾圧に対する闘いを支援する目的で結成された市民、労働者、文化人によって構成される団体です。

貴裁判所において、現在刑事事件（令和元年（わ）814、940、1105号）の被告人として勾留中の武建一さん、湯川裕司さん両氏について、その勾留の取り消すこと、現時点で即時保釈を認めることを申し入れます。

<理由>

1、本件事件に労働組合運動の刑事免責の適用を

そもそもこの両氏に対する刑事事件は、憲法28条によって保障される基本的人権を、違法不当に弾圧しようとするものです。両氏は、労働組合活動を委員長と副委員長として中心的に担ってきた人物であり、その正当な活動を理由に両氏を刑事事件の被告人とすることは、憲法28条の労働三権、憲法21条の結社・表現の自由そのものを否定するものです。このことからすれば、両氏に対する、逮捕、勾留、起訴、勾留の延長は、本来的に、理由と必要性に欠け、認められるものではありません。

なお、貴裁判所における起訴事案を含めた、大阪地裁、大津地裁の一連の案件については、労働法学会の有志からは、憲法が保障する基本的人権、労働組合活動の自由が蹂躪されていることへの抗議が表明され、雑誌「世界」では毎

回この問題が取り上げられて、各界文化人から弾圧の違法性、不当性が指摘され、また全国の労働組合、市民団体、弁護士からも異議の声が大きく表明されています。

2、新型コロナ感染からの保護

また、昨今の新型コロナの流行は、拘置施設においても例外ではなく、実際武さんが勾留されている大阪拘置所では、刑務官8名が感染し、自宅待機者が132名となっています。武さんの勾留はすでに2年の長期に及ぼうとしており、そのため心身の不調を来たして免疫力が低下するなどしており、その年齢とも相まって罹患した場合の危険性が大きく、このことは生命の危機に直結します。湯川さんもその状況は大差ありません。

3、コロナ非常事態宣言に伴う手続き遅延で人権を毀損してはならない

ご承知の通り、大阪地裁と大津地裁では、両氏の保釈は認めているところ、両氏に逃亡の危険も証拠隠滅の恐れもないことは明らかです。数年前の事件に係る貴裁判所のみ、非常事態宣言の影響で公判前整理手続きが遅延して保釈すら遅延、両名の人権がいたずらに棄損されている現状は忌々しき状態です。

日弁連の荒中会長も、新型コロナウイルスの感染拡大で刑事裁判の延期が相次いでいることを受け、延期の際は弁護人の意見を聞いて慎重に対応し、勾留の取り消しあるいは保釈などを柔軟に認めるよう裁判所に求める声明を発表しています。

〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目13番46号ウイストリアル5階
名古屋共同法律事務所 気付
関西生コン労組への弾圧を許さない東海の会【事務局長】 近森泰彦
TEL 052-262-7061 FAX:052-262-7062

<要請>

私たちは、

- 1、貴裁判所は、武建一さんと湯川裕司さんに対する勾留を取り消すこと、現時点では少なくともすみやかに保釈を認めること
- 2、貴裁判所は、責任を持って身柄拘束中の両氏の健康状態を把握し、その健康の保持と生命の危険から身を守るための措置をすみやかに構ずること

以上